

社会保険労務士法人 桑原事務所

NEWS

2026年3月16日号

令和8年度の保険料について

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

皆さまおはようございます。

本日は令和8年度の各種保険料率についてご案内させていただきます。

<雇用保険料率> 令和8年4月～ ※下がります

令和7年度に続き、引き下げとなりました。4月に締める給与から、変更してください。

負担者 事業の種類	①労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

<健康保険料率> 令和8年3月～

都道府県によって保険料率が異なりますので、下記URLよりご確認ください。

3月分（4月納付分）より変更してください。

（けんぽ協会：令和8年度保険料額表）

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r8/ippan/R8_35yamaguchi.pdf

<介護保険料> 令和8年3月～ ※上がります

1.59%→1.62%となります。(被保険者負担0.81%)

介護保険第2号被保険者(40歳から64歳の被保険者)が対象です。

3月分(4月納付分)より変更してください。

<厚生年金保険料> 変更なし

2017年の引上げを最後に18.3%(被保険者負担9.15%)に固定されています。

<子ども子育て拠出金> 変更なし

<労災保険料率> 変更なし

<子ども・子育て支援金> 令和8年4月～ ※※新設

0.23%(被保険者負担0.115%)

4月分(5月納付分)より控除が必要です。

詳しくは弊所メールマガジン2/20配信分をご確認ください。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1

TEL:[0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>



TRY US FREE TODAY!